

【税理士が行う無料申告相談】

| 日時 | 会場 | 対象 |
|-------------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 2月1日(水)・2日(木) 7日(火) 9時30分~12時、 13時~16時 | 保健文化センター 3階ホール | 小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税の申告 ※青色申告、譲渡所得の申告、住宅借入金等特別控除の申告を除く |

【所得税・住民税の申告相談】

| 日時 | 会場 | 対象 |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 2月16日(木) ~3月15日(木) (土・日を除く) 9時~11時、13時~16時 | 中央公民館 1階講堂 農村環境改善センターいずみの里 農事相談室 | 次の方は、東金税務署で申告してください。 ・青色申告の方 ・譲渡所得のある方 ・雑損控除のある方 ・贈与税や消費税の申告が必要な方 |

◇注意 混雑する会場では、かなりの時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切ることがありますので、ご了承ください。また、相談内容が複雑で時間を要する方はご遠慮ください。

年金所得者にかかる

確定申告不要制度が創設されました

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要となりました。

この場合であっても、所得税の還付を受ける場合は確定申告書の提出が必要となります。

◇所得税における年金所得者にかかる確定申告不要制度創設に伴う住民税の申告

年金所得者にかかる確定申告不要制度により所得税の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは住民税の申告が必要です。

①公的年金等にかかる雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除の適用を受けるとき

②公的年金等にかかる雑所得以外の所得があるとき

確定申告には

社会保険料控除証明書の添付を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されていますので、確定申告の際には必ずこの証明書を添付してください。10月1日から12月31日までの間に昨年初めて国民年金保

険料を納付された方については、2月上旬に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族宛に送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

また、老齢基礎年金等の年金は課税対象となりますので申告が必要です。老齢福祉年金・障害年金・遺族年金などは非課税です。

問千葉年金事務所

☎043(242)6320

控除証明書専用ダイヤル(アナログ用)

☎0570(070)117 (IP電話用)

☎03(6700)1130

確定申告が必要なくとも住民税の申告が必要な方

平成24年1月1日現在、町に住所があり、次の事項に該当する方は住民税の申告が必要です。なお、住民税の申告内容は、国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、就学援助、町営住宅入居等でも必要となりますので、必ず申告してください。

〈住民税の申告が必要な方〉

- ・給与または公的年金以外の所得のある方
- ・平成23年中に所得がなく、控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方
- ・平成23年中の所得が非課税所得(主に遺族・障害・老齢福祉年金や雇用・労災保

- ・給付または公的年金以外の所得のある方
- ・平成23年中に所得がなく、控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方
- ・平成23年中の所得が非課税所得(主に遺族・障害・老齢福祉年金や雇用・労災保険の給付等)のみで控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方
- ・所得税の確定申告をした方は、住民税の申告をする必要はありません
- ・給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方でも住民税の申告は必要です
- ・所得税の確定申告をしない給与・年金所得者が源泉徴収票に記載されている所得控除の内容を訂正するには、住民税の申告が必要です
- ・勤務先から役場に給与支払報告書の提出がなかった方、公的年金の支払先から役場に公的年金等支払報告書の提出がなかった方は、住民税の申告を求められる場合があります

東金税務署から

◎国税庁のホームページで確定申告書等の作成ができます

国税庁ホームページ(URIwww.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」に、入力した申告書データ(贈与税を除く)に電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)することができるe-Tax(イータックス)があります。

e-Taxをご利用いただくためには、所定の手続きが必要ですので国税庁ホームページをご覧ください。また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト(白黒でも可)した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。

なお、国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を掲載していますので、ご利用ください。

◎税務職員を装った不振な電話(振り込め詐欺)にご注意ください

税務署や国税局では、還付金受け取りのために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。不審な電話があった場合には、最寄りの税務署にお問い合わせください。

◎申告書の提出はお早めに

▶申告期限

平成23年分の所得税の確定申告書・贈与税の申告書の提出・納付の期限は、3月15日(木)です。

平成23年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出・納付の期限は、4月2日(月)です。

3月に入ると税務署は大変混雑しますので、確定申告書等ご自分で作成し、早めの提出をお願いします。

▶申告書の作成

申告書は、自宅のパソコンで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から作成することもできます。また、税務署に設置しているパソコンを利用し、パソコンの画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動で計算され、簡単に申告書を作成することもできます。

▶申告書の提出

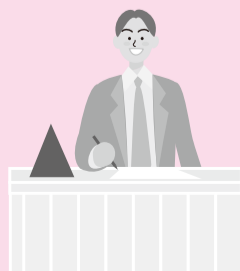
申告書は、e-Taxや郵便または信書便による送付、税務署の時間外文書収受箱への投かんでも提出できます。

◎納税は期限内に振替納税で

申告が済んでいても納税をしていないと、延納税がかかる場合があります。納期限までに納税を済ませましょう。

所得税・個人事業者の消費税および地方消費税の納税には、振替納税をご利用ください。手続きは簡単です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

なお、平成23年確定申告分の振替納付日は、所得税が4月20日(金)、個人事業者の消費税および地方消費税が4月25日(水)となります。



○所得税の確定申告に関する問い合わせ

東金税務署 ☎52-3121

○住民税の申告に関する問い合わせ

町税務課住民税班 ☎70-0321

